

がけ・よう壁の安全対策に不安があり、改修を検討されている区民の皆さまへ

がけ・よう壁改修専門家派遣制度

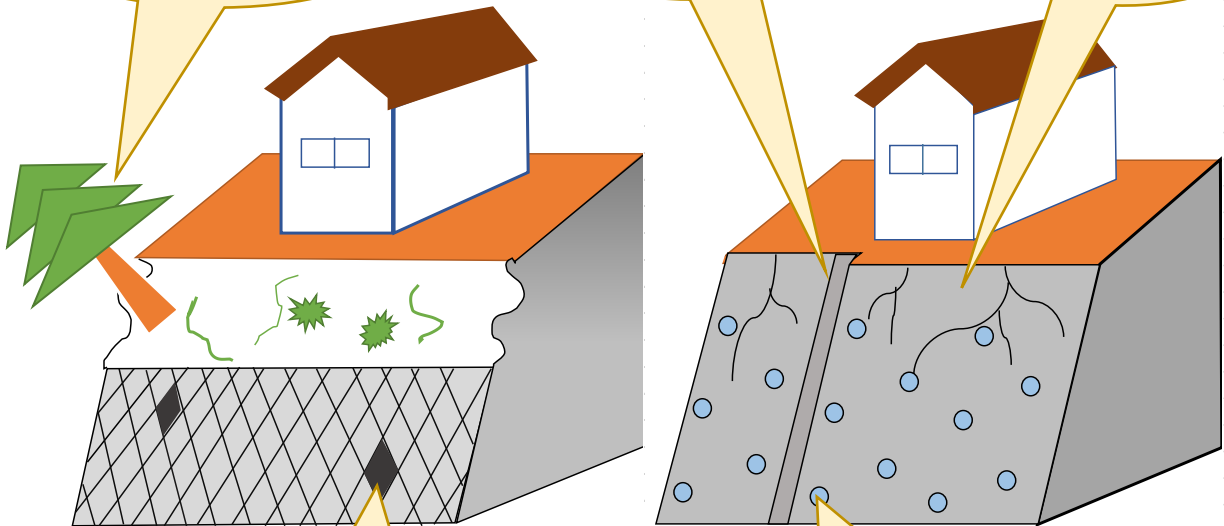
を開始しました！

板橋区では、台風や集中豪雨、地震等の自然災害に備えるために、がけ又はよう壁の安全対策工事を検討している所有者に対して、無料で現地に専門家を派遣し、目視による調査とヒアリングに基づき、改修計画案と概算工事費の提案や技術的な課題などについて助言を行います。

がけ上の木が倒れそう
になっていませんか？

継ぎ目がずれて
いませんか？

ひび割れはあり
ませんか？



間知石の目地の開き等
はありませんか？

水抜き穴の数・大きさは
問題ありませんか？

改修専門家派遣の内容

【派遣の対象】

板橋区内にある、台風、集中豪雨、地震などの自然災害による崩壊の危険性のあるがけ又はよう壁で下記のいずれかに該当するもの。ただし、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者が、当該事業のため所有するものは除かれます。

- ・高さ2mを超える既存のがけ（傾斜角が30度を超えるものに限る。）
- ・高さ2mを超える既存のよう壁

【派遣の対象者】

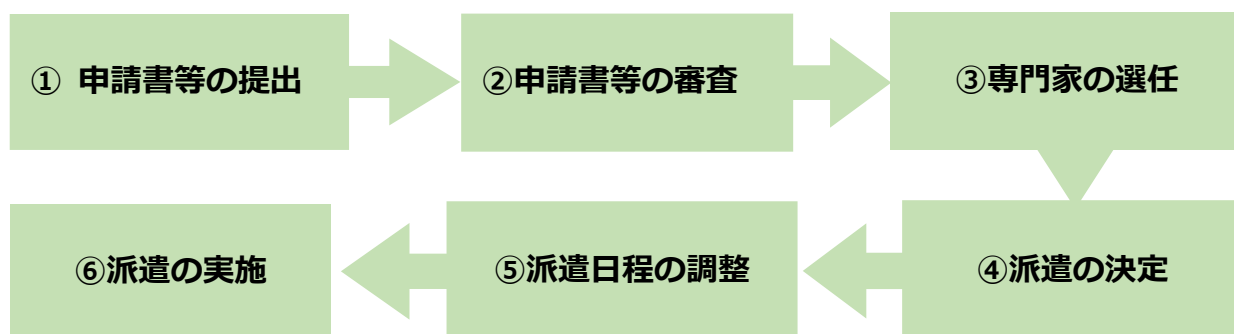
- ・板橋区内のがけ又はよう壁について、安全対策工事を検討している所有者
- ・法人でない方
- ・区市町村税及び軽自動車税を滞納していない方

【派遣の実施内容】

- ・現地での目視調査
- ・所有者へのヒアリング
- ・次の1から3に該当する安全対策工事提案書の作成
 1. 安全対策工事の施工に当たっての課題など
 2. 安全対策工事計画案
 3. 概算工事費の積算

※提案書をお渡しすることは可能ですが、少々お時間をいただきます。

改修専門家派遣の流れ



※派遣に必要な申請書など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

都市整備部 建築指導課 構造審査係

板橋区役所北館5階 電話：03-3579-2579